

# 指定通知書交付式資料

令和元年8月版

沖縄県



# 目 次

## 第1章 介護保険サービス事業を始めるにあたって

1. 介護保険サービスを事業を始めるにあたって	2
2. 介護保険サービス事業に関する法令等	2
3. 各種届出について	5
4. 指導（集団、実地）監査等の実施について	6
5. 助言、命令及び指定の取消等について	6
6. 各種事業者へのお知らせ方法について	7
7. 介護給付費請求に係る国保連合会への登録について	7
8. 生活保護法の指定介護機関としての指定について	7
(参考) 介護サービスの種類及び指定権者について	9
(参考) 沖縄県指定等に係る届出等の受付窓口一覧表	10
(参考) 介護保険施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について	11
(参考) 介護サービス事業の実施における主な事務手続き	15

## 第2章 運営基準等に関する留意事項について

1. 運営基準等に関する留意事項等について	24
2. 重要事項説明書について	25
3. 運営規程について	27
4. 揭示方法及び掲示内容について	29
5. 領収証の交付について	30
6. その他日常生活費の取扱いについて	32
7. 自己評価・第三者評価について	34
8. 秘密保持のための措置等について	35
9. 居宅サービス事業所の介護計画の作成について	36
10. 衛生管理について	40
11. 事故発生時における対応について	41
12. 勤務体制の確保について	42
13. 記録の整備について	43
(参考) 介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント	47

## 第3章 各種届出に関する留意事項について

1. 変更届出に関する留意事項について	68
2. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について	83
3. 廃止・休止・再開提出について	100
4. 指定更新の手続きについて	101
5. 介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出について	109
6. 「介護サービス情報の公表」制度について	112

## 第4章 関係資料等

○沖縄県介護保険事業者事故報告取扱要領	122
○高齢者虐待防止の基本、身体拘束廃止に関する定義等	126
○利用者の送迎時における安全の確保について	165
○福祉・保健・医療の総合情報サイト ワムネット ((独) 福祉医療機構)	167

## 第5章 介護サービス事業に係る基準条例及び施行規則

- 沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 172
- 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 217

## 第1章

介護保険サービス事業を始めるにあたって

## 介護保険サービス事業を始めるにあたって

### 1. 介護保険サービス事業を始めるにあたって

介護保険サービスは、サービス種類ごとに定められた人員、設備及び運営基準を満たすものとして、都道府県知事又は市町村長から指定（介護老人保健施設については開設許可）を受けた事業所・施設において実施することができます。

#### （1）指定要件について

- ① 法人であること。
- ② 事業所（施設）の従業者の知識及び技能並びに人員が、基準を満たしていること。
- ③ 基準に従って適正な事業の運営ができること。
- ④ 事業所の設備が基準を満たしていること。
- ⑤ 申請者やその役員が介護保険法上の欠格事由に該当していないこと。

#### （2）指定権者について

介護サービスの種類又は事業を実施する所在市町村によって、指定権者又はその窓口等が異なります。

##### ① 介護保険サービスの種類及び指定権者について

居宅サービス（介護予防居宅サービス）、施設サービスについては沖縄県知事（那覇市所在事業所は那覇市長）の指定を、地域密着型サービス（介護予防サービス）、居宅介護支援については、事業所を設置する所在市町村長の指定を受ける必要があります。

具体的なサービスの種類及びその指定権者については、別添「介護サービスの種類及び指定権者について」を参照下さい。

##### ② 沖縄県の各種届出等の窓口について

沖縄県知事が行う指定等は、サービスや対象地域等によって、本庁（高齢者福祉介護課）と各福祉事務所（北部、中部、南部、宮古、八重山）に、それぞれ受付窓口を設けています。

受付窓口の区分については、別添「沖縄県指定等に係る届出等の受付窓口一覧表」を参照下さい。

### 2. 介護保険サービス事業に関する法令等

介護保険サービスを行うにあたって、関係法令等（国の定めた法律、省令、告示、通知、事務連絡や都道府県知事等が定める条例等）に基づき行う必要があります。

関係法令等について、大きく分類すると、基本法（介護保険法等）、人員・設備及び運営基準（基準省令・条例等）、介護報酬関係、その他（解釈通知、Q&A、）に分類され、以下に事業を実施するにあたりまずははじめに確認していただきたい関係法令等を例示いたしますので、事業者の皆様が介護サービスを事業を実施するにあたっては、関係法令等を十分熟知したうえで行ってください。

(1) 基本法について

- ① 介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日号外法律第 123 号）
- ② 介護保険法施行令（平成 10 年 12 月 24 日号外政令第 142 号）
- ③ 介護保険法施行規則（平成 11 年 3 月 31 日号外厚生省令第 36 号）

(2) 人員、設備及び運営基準（指定基準）について

人員、設備及び運営基準については、これまで厚生労働省令（国の基準）において全国一律に定められてましたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 37 号）の制定により介護保険法等の一部が改正されたことに伴い、指定権者である地方公共団体の条例で定めることとなりました。

それに伴い、沖縄県においては、それぞれのサービス種類に応じた条例及び施行規則を制定し、平成 25 年 4 月 1 日から施行しております。

詳細については、別添「介護保険施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について（通知）」（平成 25 年 6 月 3 日付け福高第 398 号）参照下さい。

対象サービス	人員・設備・運営等に関する基準 (省令又は条例・規則)	条例等番号
指定居宅サービス	沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（施行規則）	平成 25 年条例第 23 号 (平成 25 年規則第 50 号)
指定介護老人福祉施設	沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（施行規則）	平成 24 年条例第 82 号 (平成 25 年規則第 47 号)
指定介護老人保健施設	沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（施行規則）	平成 24 年条例第 83 号 (平成 25 年規則第 48 号)
指定介護療養施設	沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（施行規則）	平成 24 年条例第 84 号 (平成 25 年規則第 49 号)
指定介護予防サービス	沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（施行規則）	平成 25 年条例第 24 号 (平成 25 年規則第 51 号)
介護医療院	沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（施行規則）	平成 30 年条例第 12 号 (平成 30 年規則第 28 号)

### (3) 介護報酬関係について

#### ① 報酬単位数

対象サービス	人員・設備・運営等に関する基準 (基準省令)	条例等番号
指定居宅サービス	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準	平成 12 年厚生省告示 19 号
施設サービス（老福、老健、療養、医療院）	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準	平成 12 年厚生省告示 21 号
指定介護予防サービス	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準	平成 18 年厚生労働省告示 127 号

#### ② 上記基準に係る主な留意事項通知

留意事項通知
「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年 3 月 1 日老企 36 号）
「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年 3 月 8 日老企 40 号）
「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」（平成 12 年 3 月 8 日老企 41 号）

### (5) その他特記事項

#### ① 訪問介護、通所介護等の指定については、事業所を設置する市町村が定める市町

村介護保険事業計画において当該居宅サービスの種類毎の見込量がすでに達している等の理由により、当該市町村長と沖縄県知事において協議がなされた場合は、指定を行わない場合があります。

- ② 特定施設入居者生活介護の指定は、事業所を設置する区域において、沖縄県介護保険事業支援計画において事業所を設置する区域毎に定められた必要利用定員総数の範囲内で行います。

あわせて、事業者の選定にあたっては、原則、公募によることとしております。

### 3. 各種届出について

指定介護サービス事業者は、沖縄県知事から指定を受けた後も、必要に応じて、届出や報告を行う必要があります。次項以降は指定後において主に必要な届出や報告について説明いたします。

(別添「介護サービス事業の実施における主な事務手続き」参照)

なお、届出等における詳細な説明は、第3章又は第4章をご覧ください。

#### (1) 変更届出について

事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、変更のあった日から10日以内（一部例外あり）に沖縄県に届け出る必要があります。

#### (2) 介護給付体制の届出について

介護報酬の請求にあたり、事業所・施設の状況（区分）、加算算定の可否について、沖縄県に届け出る必要があります。（届け出なければ算定できない加算等があります。）

#### (3) 休止・再開の届出について

事業を休止しようとするときは、休止の日の1か月前までに届け出る必要があります。

また、事業を再開しようとするときは、事業再開した日から10日以内に届け出る必要があります。

#### (4) 廃止の届出について

事業を廃止しようとするときは、廃止の日の1か月前までに届け出る必要があります。

#### (5) 指定の更新手続きについて

平成18年4月に介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）が改正され、定期的に指定事業者の基準適合状況を確認するため、指定の効力に6年間の期限が設けられました。これにより指定事業者は、指定日（又は前回更新日）から6年を経過する際に指定の更新を受けなければ、有効期間満了によって指定の効力を失うこととなります。

#### (6) 業務管理体制の整備の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に基づき、介護サービス事業者は業務管理体制の整備届出を行う必要があります。

#### (7) 「介護サービス情報の公表」制度について

平成18年4月から、指定介護サービス事業者は、利用者が介護サービス事業者を選択するにあたって必要な介護サービス情報を容易に入手できるよう、「介護サービス情報の公表」が義務付けられました。

指定介護サービス事業者は、毎年1回、沖縄県に対し、基本情報（事業所を運営する法人等や事業所情報（名称、所在地等）、人員体制利用料金などの基本的な事実情報等）、運営情報（介護サービスに関するマニュアルの有無、サービス提供内容の記録管理の有無等）、任意報告情報（県独自）を報告する必要があります。

#### （8）沖縄県介護保険事業者事故報告取扱要領について

指定介護サービス事業者が実施する介護保険サービスの提供により事故が発生した場合は、介護保険の保険者及び沖縄県へ報告する必要があります。

### 4. 指導（集団、実地）、監査等の実施について

#### （1）指導について

介護保険制度の適正な運営を確保するため、沖縄県及び保険者は、サービス事業者等に指導監督を行います。

##### ① 集団指導について

集団指導は、制度改正や介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、実地指導で把握された注意喚起が必要な事項などについて、介護保険施設及び事業者に周知徹底させることを目的とし実施するもので、通常、一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

沖縄県においては、例年、年1～2回程度実施しております。

##### ② 実地指導について

人員、設備及び運営に関する基準をはじめ、政策上の重要課題である「高齢者虐待防止」、「身体拘束廃止」等に基づく運営上の指導や不適切な報酬請求防止のため、加算・減算について指導を行います。

沖縄県においては、年度計画に基づき定期的に実施しております。

#### （2）監査について

入手した各種情報（通報、苦情、相談等）により人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求が認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に行います。沖縄県及び市町村は、介護サービス事業者等に対し、報告もしくは帳簿書類の提出を命じ、又は事業所への立入検査を行うことができます。

### 5. 助言、命令及び指定の取消等について

監査の結果、指定基準違反が認められた場合は、以下の行政上の措置を行います。

- （1）改善助言：介護サービス事業者等に期限を定めて基準の遵守を助言し、報告を求めます。従わなかった場合はその旨を公表します。
- （2）改善命令：介護サービス事業者等が正当な理由なく改善助言に係る措置を採らなかつた場合は、期限を定めて措置を採るべきことを命令し、その旨を

公示します。

- (3) 指定の取消等：改善命令に従わなかった場合は、聴聞や弁明の機会を付与した後、期間を定めて指定の全部もしくは一部の効力を停止、又は指定を取り消し、その旨を公示します。  
なお、監査の結果、指定基準違反の程度が著しく悪質だと認められた場合は、改善勧告や改善命令の手続きを経ずに指定の取消等を行うことがあります。

<関係通知>

- 介護保険施設等の取り消し等処分に伴う指定申請等に関する取扱いについて（平成15年9月8日付け福長第1633号）  
○居宅サービス事業者等の指定申請における適正な取扱いについて（平成16年10月1日付け福長第1904号）

## 6. 各種事業者へのお知らせ方法について

指定申請・変更届出等の様式、集団指導、その他通知等のお知らせについては、原則として、沖縄県ホームページ（高齢者福祉介護課）において行います。

そのため、事業者の皆様は定期的に沖縄県ホームページを確認いただくようお願いします。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shido/kaisei/top.html>

## 7. 介護給付費請求に係る国保連合会への登録について

介護サービスにかかった費用は、利用者の1割～3割負担以外は、保険者である市町村（広域連合）から、事業所へ支払われますが、その時、請求・支払いの窓口は、市町村から委託を受けた沖縄県国民健康保険団体連合会（国保連合会）になります。

介護給付費請求は、原則として伝送又は磁気媒体の提出（電子請求）により行う必要がありますが、あらかじめ伝送請求する旨の登録が必要であることから、事業開始前までに国保連合会へ登録手続き等について確認しておいてください。

[お知らせ]

平成26年11月から伝送請求がISDN回線（H30年度末で終了）に加え、インターネット回線（ADSL、光ファイバー）による請求が可能となります。

詳細は、別添「介護給付費等のインターネット請求受付開始」を参照ください。

## 8. 生活保護法の指定介護機関としての指定について

生活保護受給者へ居宅介護サービスの提供を行う場合は、生活保護法の「指定」を受ける必要がありますが、介護保険法による指定を受けた時期によりその指定を受ける方法が異なります。

- (1) 平成26年7月1日以降に介護保険法による指定を受けた事業所

平成 26 年 7 月 1 日以降介護保険法による指定を受けた事業所については、改正生活保護法の指定を受けたものとみなされます。（指定を受けるための特別な手続きは不要）

ただし、改正生活保護法の指定を不要とする事業所については、介護保険法事業開始指定日前日までに、沖縄県福祉政策課あて「別段の申出」を行う必要があります。

(2) 平成 26 年 7 月 1 日以前に介護保険法による指定を受けた事業所

平成 26 年 7 月 1 日以前に介護事業所の新規指定を受けた事業について、7 月 1 日以後生活保護法の指定を受ける場合は、指定申請書及びその他必要書類を、事業所所在地を管轄する福祉事務所へをご提出ください。